

条例の制定（主なもの）

- 袋井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が児童福祉法において規定され、令和7年4月1日から施行されました。令和8年度から全国の自治体での実施が必須となり、新たに条例を制定するものです。

条例の一部改正（主なもの）

- 袋井市税条例の一部改正について

令和7年度地方税制改正に基づき、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和8年1月1日から適用すべき部分である、個人住民税の特定親族特別控除の創設などについて、所要の改正を行うものです。

- 袋井市手数料条例の一部改正について

令和7年4月施行の建築基準法の改正に伴い、建築関係手数料の金額の改正と建築確認申請における審査および検査の特例の有無による手数料を設定するため、所要の改正を行うものです。

その他

- 第3次袋井市総合計画前期基本計画について

10年後（令和17年度）の袋井市の将来像や目標、その実現に向けた施策を明らかにする「第3次袋井市総合計画」について、前半の令和8～12年度を計画期間とする前期基本計画を策定するものです。

「議員提出議案」

国に対する意見書（要旨）

- 物価高騰等を踏まえた自治体病院への支援を求める意見書
- 市議会は次の意見書を国に提出する議案を全会一致で可決しました。

中東遠総合医療センターや聖隷袋井市民病院などの自治体病院は、民間では採算が確保しにくい政策医療を担う「地域医療の最後の砦」であり、その安定的な運営は地域住民の健康を守る上で不可欠である。しかし、昨今の物価高騰などの影響により業務に要する費用が大きく増加しており、病院経営は非常に厳しい状況に置かれている。よって、次の事項について実施されるよう強く要望する。

- 1 入院基本料をはじめ、診療報酬改定の早期の実施や臨時的な診療報酬加算の創設など、物価高騰や人件費上昇に柔軟かつ速やかに対応すること。
- 2 前述の適切な制度改正が実施されるまでの間は、国からの直接補助や新たな交付金の創設などにより、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくための支援を行うこと。
- 3 政策医療に対する地方交付税措置の充実に加え、病床割単価の増額や元利償還金に関する算定基準の改善など、地方財政措置を充実すること。
- 4 自治体病院等を整備・運営する自治体に対し、病院事業に係る地方交付税の算定単価のさらなる引上げ等、十分な財政措置を講じること。また、病院事業債の返済に関して、一般会計からの繰出基準を引き上げるとともに、建築資材価格や労務単価の上昇等の実態を踏まえ、地方交付税措置の積算に用いる建築単価の上限をさらに引き上げること。

〈提出先〉

衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

全ての議案の議決状況は

ホームページからご覧いただけます。

